### 議案第49号

山都町附属機関に関する条例の一部改正について

山都町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。 令和3年6月3日提出

山都町長 梅田 穰

### (提案理由)

山都町下市PFI住宅整備事業施行に伴い、事業者選定を目的とした附属機関として、事業者選定委員会を新たに設置することとしており、そのための根拠となる条例の規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

#### 山都町長

### 山都町条例第 号

山都町附属機関に関する条例の一部を改正する条例

山都町附属機関に関する条例(平成17年山都町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条中「運営に関し必要な事項」を「運営その他必要な事項」に改める。 別表に次のように加える。

町長	公募型事業提	1	組織	委員会は、委員11名以内をもって組織
	案事業者選定		し、次に	ご掲げる者のうちから町長が委嘱する。
	委員会		(1)	当該事業に関し専門的な知識又は技術を
			有する	;者
			(2)	前号に掲げるもののほか町長が必要と認
			める者	Ž I
		2	任期	委嘱の日から次項に掲げる事務が終了し
			たとき	ままで
		3	所掌事	事務 委員会の所掌事務は、次のとおりと
			する。	
			(1)	契約等の相手方となる候補者の選定につ
			いて審	<b>斉査すること。</b>
			(2)	その他町長が行う諮問に関する事項

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - (山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 2 山都町報酬及び費用弁償条例(平成17年山都町条例第39号)の一部を

次のように改正する。

## 別表第1中「

林業構造改善事	会長	日額	6,000円
業協議会委員	委員	日額	5,900円
文化財保護委員	会長	日額	6,000円
会委員	委員	日額	5,900円

# 」を「

林業構造改善事 会長		日額	6,000円	
業協議会委員委員		日額	5, 900円	
公募型事業提案事	業者選定委員	日額	6,000円	
会委員				
文化財保護委員 会長		日額	6,000円	
会委員委員		日額	5,900円	

<sup>」</sup>に改める。

### 山都町附属機関に関する条例(平成17年条例第21号)新旧対照表

四年1月17日18日	都可附属機関に関する余例(平成17年余例弟21方)新旧対照衣 							
		現行	改正後(案)					
は、当該附	属機関を所管する	のほか、附属機関の <u>運営に関し必要な事項</u> 執行機関が定める。	は、当該附属機関を所管する執行機関が定める。					
別表(第2条関係	糸 <i>)</i> ————————————————————————————————————		別表(第2条関	係 <i>)</i> 				
附属機関の属 附属機関の名称 組織、任期及び所掌事務 する執行機関			附属機関の属 する執行機関	附属機関の名称	組織、任期及び所掌事務			
略			略					
	ーそよう病院運 営委員会	1 組織 委員会は、委員8人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (1) 町議会議員 2人 (2) 山都町に居住する者 3人 (3) 学識経験を有する者 3人 2 任期 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 所掌事務 委員会は、町長の諮問にじ、包括医療センターそよう病院の運営に関し必要な事項を審議する。		ーそよう病院運 営委員会	<ol> <li>組織 委員会は、委員8人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</li> <li>(1) 町議会議員 2人</li> <li>(2) 山都町に居住する者 3人</li> <li>(3) 学識経験を有する者 3人</li> <li>2 任期 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</li> <li>3 所掌事務 委員会は、町長の諮問に応じ、包括医療センターそよう病院の運営に関し必要な事項を審議する。</li> </ol>			
				公募型事業提案 事業者選定委員	1 組織 委員会は、委員11名以内をもっ て組織し、次に掲げる者のうちから町長			

	<u>숙</u>	<u>が委嘱する。</u>
		(1) 当該事業に関し専門的な知識又は
		技術を有する者
		(2) 前号に掲げるもののほか町長が必
		要と認める者
		2 任期 委嘱の日から次項に掲げる事
		務が終了したときまで
		3 所掌事務 委員会の所掌事務は、次の
		とおりとする。_
		(1) 契約等の相手方となる候補者の選
		定について審査すること。
		(2) その他町長が行う諮問に関する事
		<u>項</u>

### 山都町報酬及び費用弁償条例(平成17年条例第39号)新旧対照表

現行					改正後(案)				
別表第1億	第2条関係)				別表第1(第	第2条関係)			
	区分 報酬 備考		備考	区分		報酬		備考	
略					略				
林業構造	会長	日額	6,000円		林業構造	会長	日額	6,000円	
改善事業	委員	日額	5,900円		改善事業	委員	日額	5,900円	
協議会委					協議会委				
員					員				
						<b>Ě提案事業者選定</b>	日額	6,000円	
	I				委員会委員	<u> </u>			
文化財保	会長	日額	6,000円		文化財保		日額	6,000円	
護委員会	委員	日額	5,900円		護委員会	委員	日額	5,900円	
委員					委員				
略					略				